



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年4月13日（水）
問い合わせ先：子育て支援政策課
課長：竹澤
担当：佐藤、滝野
電話：829-1270
内線：3072

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付における過払いについて

このたび、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付における支給に関して、以下の誤りが判明しました。対象となる皆様に、多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

1 誤りの内容及び件数

支給対象外とすべき者への給付金の過払い 40名・計430万円

2 経緯

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付は所得制限が設定されており、支給対象者及び配偶者の所得を確認する必要があるが、配偶者の所得が制限限度額を超過している者の支給データの反映（引抜き）が漏れたため、1月7日にプッシュ型支給した者に対し、過払いが発生しました。

3 原因

本件の原因については、支給対象外の情報が係内で共有化されなかったために、支給データを削除できなかったものです。

4 今後の対応

対象者へ過払いがあった旨を丁寧に説明し、返還を求めてまいります。

5 再発防止策

① 事業進捗状況の可視化・共有化

作業漏れを防止するために、進行管理表などを活用してタスクやリスクなどを含めた事業進捗の可視化・共有化を行い、複数の職員によるチェックを徹底します。

② ミーティングのルーチンワーク化

本事案における確認作業が漏れてしまった一因として、職員相互による情報共有の不足が挙げられるため、報連相のためのミーティングを始業時などに係単位

で毎日実施し、問題が発生した場合は、課長に速やかに報告連絡相談し、組織として対策を講じます。

③ 管理監督職のマネジメントの実践

本事案においては、管理監督者が直接担当業務にあたっていたために、マネジメントの時間を確保できず、確認作業の漏れをチェックできなかったものと考えられるため、管理監督職は事業進捗を管理するマネジメントの重要性を再認識し、組織のマネジメントを確実に実践します。